

### 第361回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 平成28年10月18日（火）午前10時30分から午前12時00分まで

2 場 所 ホテルセントパレス倉吉 ウインザーサウス（2階）

3 出席者 委 員：浜尾委員、井本委員、板倉委員、武良委員、山根委員、  
寺田委員、景山委員、児玉委員、渡部委員

鳥取県：渡辺水産課調整係長

事務局：平野局長、志村書記、田嶋書記

4 傍聴者 なし

5 議事

（1）区画漁業権の免許に係る適格性及び優先順位について（諮問）

（2）平成29年度県外小型イカ釣り漁業許可取扱方針について（諮問）

（3）中海及び境水道における漁業に関する鳥取・島根両県協議会について（報告）

6 議事の経過及び結果

定刻となり、平野事務局長が開会を宣言し、会長挨拶の後、会長の議事進行により議事に入った。議事録署名委員は会長より景山委員と児玉委員に指名された。

#### 議事1 区画漁業権の免許に係る適格性及び優先順位について（諮問）

〔申請のとおり免許して良い旨決議された。〕

渡辺係長が資料1に基づき説明した。

〔渡部会長〕 今まで何回も議論してきたので、事務手続に抜かりがなければ問題ないということだろうと思うがいかがか。特に水産課のほうで事務的な精査をされたということであり答申については特に問題なしということによいか。

〔全委員〕 異議なし。

〔渡部会長〕 では、特に問題なしということで、この件は進めさせていただく。

#### 議事2 平成29年度県外小型イカ釣り漁業許可取扱方針について（諮問）

〔事務局案の承認を受けた。〕

志村書記が資料2に基づき説明した。

〔渡部会長〕まず、許可の期間は通常3年だが1年にすることでいいか判断をする。さらに取り扱いは例年どおりとし、許可枠は事務局案でよいかについても意見をいただきたい。イカ釣りをされている山根委員のご意見を求む。

〔山根委員〕今年は県外船でトラブルもないので案のとおりでよい。

〔渡部会長〕小型イカ釣り漁業協会も事務局案について問題ないということであるので、余り議論の余地はない。最近はいかの資源状況はどのようなようであるか。

〔志村書記〕ここ数年どんどん右肩下がりになっており、イカ釣り船の隻数も、それと比例する形で入漁数も減っている。ここ数年は、許可枠及び実績が200隻を下回るような状況であり、小型イカ釣り漁業協会岩田会長は、200隻前後であれば、この方針どおりでよいという御意見をいただいている。

〔渡部会長〕特に問題なければ、案のとおりで承認するという事で答申をする。

### **議事3 中海及び境水道における漁業に関する鳥取・島根両県協議会について（報告）**

#### **〔水産課より報告を受けた〕**

渡辺係長が資料3に基づき報告した。

〔平野事務局長〕要約すると、中海については鳥取県の漁業者も島根県の漁業者も利用してきたところであるが、中海に県境が引かれて鳥取県海域はわずかになってしまった。一方、鳥取県の漁業者は引き続き漁業を継続するために、鳥取県と島根県との部長同士で確認を行っている。両県が漁場利用、資源管理について共通認識を持つため行政及び漁業者が集まって協議会を開催している。限られた水面で、十分資源があれば漁獲すればよいが、サヨリはまだ資源が非常に少なく資源が回復するまでは、もうしばらく漁業を再開するのを控えようということについて確認をした。島根県はサルボウ、鳥取県はハゼに注目して研究も行っている。

〔渡部会長〕よく理解した。御意見等あるか。

〔児玉委員〕このサヨリの規制に関して、25年より以前はどのように扱われていたのか。

〔平野事務局長〕以前から美保湾でのサヨリ漁の漁業許可で中海は除くとされている。

〔児玉委員〕漁獲の変化が18年から続いている。

〔平野事務局長〕18年は鳥取・島根の協定を結んだときであるが、それ以前もサヨリについては余り獲れておらず中海では獲らないことにしようという取り扱い方針にした経緯がある。

〔児玉委員〕サヨリの船びき網を規制しても、もともと資源が少ないから漁師もどうでもいいと感じているのではないか。

〔平野事務局長〕たしかに積極的に操業したところで獲れない状況である。

〔児玉委員〕毎回禁漁を継続する意味はあるのか。

〔景山委員〕境水道の奥の中海にまで勝手にサヨリ曳きに行かないような意味である。

〔渡部会長〕実際問題としては、許可上はこういう形で漁をしていくということだと思う。

〔渡部会長〕サルボウは普段は貧酸素層の上で養殖しているが、一時的に貧酸素層に入れると付

着物がつかないという結果であっているか。

〔渡辺係長〕以前はコンクリートミキサーで、付着物を除去していたが、商品も傷んだりするし、いい方法はないか検討したようだ。

〔渡部会長〕よく考えたなと思う、サルボウは貧酸素に入れても死なないか。

〔渡辺係長〕1週間ぐらいは大丈夫である。

〔景山委員〕直まきでやってもうまくいかず、試行錯誤している。

〔渡部会長〕カゴに入れたほう早く成長するのか。

〔景山委員〕カゴの中に入れる貝は少しずつであり、多くのカゴの上げ下げするのが大変だ。

〔渡部会長〕月に何回か上げ下げすると記述してある。

〔渡部会長〕鳥取県側もやってみようかというようなことはないか。

〔景山委員〕適した水面がない。中海の9割は島根県に取られてしまっている。

〔渡部会長〕いや、8対2になってしまった。

〔板倉委員〕この中海の中でアカガイやサヨリの漁場はどの辺になるのか。

〔景山委員〕昔は境水道の奥で浮き刺し釣りにかけて獲っていたが今は資源が少なく獲れない。

〔渡辺係長〕江島大橋というところがあり、そのあたりで、4月、5月に浮き刺網をよっている。

〔渡部会長〕鳥取県のハゼの研究の狙いは。

〔志村書記〕国交省が浅場を造成したが、生物が寄りついていないということで、竹を使った簡易増殖場というものを、水産試験場で試みている。冬になったら、ハゼが移出するため効果ははっきりとは出ていない。境港では焼きハゼの食文化があったことからハゼに注目した。

〔景山委員〕ハゼの産卵場所が分からない。秋になると美保湾にも下がって出てくるようだ。

〔志村書記〕試験場の研究員が釣りをして調べているが、回遊ルートが追えないようだ。

〔景山委員〕浅場がなくなったのが一番の原因である。

〔景山委員〕浅場に魚が少なくなっている。かつて大崎では藻が生えていたが、藻場が消失してからは魚の回遊が不明。

〔渡部会長〕保育場がないと魚も育たないということであろう。今の中海の案件についてはよろしいか。鳥取県の漁業者が今までどおり操業できるように、ひとつ行政のほうによりしくお願いする。

## 7 その他

〔渡部会長〕その他、事務局あるか。

〔志村書記〕次回の海区では鳥取県の海面漁業調整規則の改正について諮問する。現行では取締船が停船命令を行う場合、長光1回、その後、短光を4回、または長音1回、単音4回で停船命令を出しているが、これはもう古い命令方法となっている。今は国際的な信号に統一されつつあるため、国際的な信号に変えるというふうな内容である。停泊命令についても、今までは、「何々丸を停泊せよ」というふうな停泊命令をかけていたが、今後は、その持ち主に対して停泊せよという命令に変わる。規則改正案を現在水産庁と調整中で、このまま申請

に向かって進めよと了解が得られたら、海区に諮らなければならない。その諮問を12月、あるいは1月ぐらいにさせていただきたい。

〔志村書記〕また、漁獲可能量TACの知事許可分についても諮問したいと考えており、次回、規則改正とTACに関して2つ諮問させていただきた。

〔景山委員〕12月は忙しいので調整を願う。はやぶさは古い停船命令を使っているのか。

〔志村書記〕11月の中旬にスケジュールはお聞きしたい。他県のイカ釣り船に対しても古い信号を使ってとめている。

〔景山委員〕外国船はどうする。

〔志村書記〕外国船は国際基準にのっとった信号が認知されており鳥取県方式では通じない。

〔景山委員〕それはいけない、国際法でやらなければ。

〔景山委員〕保安庁も一緒であるか。

〔志村書記〕保安庁、水産庁の取締船も国際信号のほうに替えている。

〔景山委員〕今は、まだその長音1回と単音4回であるか。

〔志村書記〕鳥取県はまだ古い命令を使っており、違反船から「その停船の仕方は何か？」と言われかねない状況になりつつある。

〔景山委員〕なら、直さなければならない。

〔渡部会長〕なるほど。早く直すべきだ。その他はないか。

〔井本委員〕もうすぐ松葉ガニ漁業が始まるが、例年に比べて小型化の傾向があると聞くが、情報があれば教えていただきたい。

〔志村書記〕鳥取県、兵庫県が日本海の中でズワイガニを多く獲るが、兵庫県沖、隠岐諸島周辺、浜田沖で、今期漁獲対象となる大型の松葉は少なく、9センチ弱の若いカニが多い。これら小型ガニは2回脱皮して水ガニ、堅ガニとなっていくまでに3年かかる。よって今期の松葉がには少なくなる見込み。

〔井本委員〕では、五輝星の状況については。

〔平野事務局長〕今年からは、新たに資源管理のために、11月に休業日を2日設ける。それから、他県では水ガニを全面的に自粛していこうというふうな動きも出てきている。鳥取県の沖底漁業者は、いろいろな思いもあるが、今後どうやっていくのか検討が必要である。

〔板倉委員〕京都や石川ではミズガニを全面禁止したほうがカニも減らないのではという意見もあるが、鳥取県、兵庫県は、若松葉を食べる食文化もある。一方、11月に網に混獲する若松葉は、放流してもすぐ死ぬし、網揚げ時点でほとんど死ぬ。水ガニの禁漁ではなく、カタカニとまざって入る水ガニを、なるべく獲らないようにという趣旨で、兵庫県と鳥取県は、2日間の休漁日を設ける。

〔渡部会長〕それは、11月か。

〔板倉委員〕11月の間に2日休む。

〔渡部会長〕操業を自主的に制限すると、若松葉が大きなのがないので、しばらくはちょっと自粛しようという雰囲気だということか。

〔志村書記〕漁業者も、カニは減ってきていると感じており、できる取り組みからやっていく。

〔景山委員〕問題は混獲であるが、どれだけの量があるかは乗組員や船長も把握していない。

〔渡部会長〕放流して生き残ってればいいのだが。

〔志村書記〕９月から沖底が解禁になるが、まだ水温も高いためほとんど死んでいる。１０月、  
１１月も死亡率は高い、混獲死亡をいかに下げるかということで９～１０月はカレイだけを  
獲って、カニは抜けられるような網を導入したり、自主休漁日も設ける等の取組をしている。

〔渡部会長〕そういう方法しかないかもしれない。選択的に漁獲できるような網を頑張って試験  
場は開発すべきだ。

〔志村書記〕開発したが、普及と利用が課題である。

〔渡部会長〕ほかの魚が抜けないように改良しなければならない。

## ８ 閉 会

〔渡部会長〕もしよければ、これで終わりたい。特になければ、これで終わる。

〔一同〕ありがとうございました。

平成２８年１０月１８日

議長会長

署名委員

署名委員